

# 特集 税金は納期限内に納めましょう

令和4年12月5日 8

No. 828

広報おくたま

「納め忘れた」「納められないと」「納めたくない」…。  
税金の滞納は、納期限内に  
納税されたみなさんの不公平が生まれるほか、督促のための費用が掛かるなど、税金の有効活用にも支障を来します。さらに、滞納を続ければ、貴重な財産が差し押さえられてしまうこともあります。

## ◎公平な納税を進めます

納税は、日本国憲法に定められた国民の三大義務（教育、勤労、納税）の一つです。町税を納期限までに納めず、滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している大部分の納税義務者との公平性を欠くことになります。

また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにもなりかねません。町では、公平な納税を進めるために、滞納者に対しても、

財産の差し押さえなどの滞納処分を強化します。

## ◎税金の滞納に得はありません

地方税法では、税負担の公平性を期すために、督促状を発してから10日を経過しても納税されないと規定しています。

この差し押さえは、民事上の強制執行とは異なり、裁判所の許可を得ることなく町（徴税吏員）が自ら執行できます。町税を納期限までに納めず、滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している大部分の納税義務者との公平性を欠くことになります。

税は自主納付が基本ですが、しかし納税の催告にもかかわらず、納税をしていません。ただけない場合や納税にて誠意が見られない場合には、法律に基づき財産（預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険、売掛金など）を差し押さえすることになります。

差押予告通知も必要とされてしまいません。さらには、住居などへの捜索の権限も与えられています。

差し押さえを受けると、差押え先（勤務先、金融機関、取引先等）から社会的な信用を失いかねません。

④財産差押：督促状を発した日から10日を経過した日までに、滞納している町税を完納しないときは、その納税者の財産を差し押さえます。

⑤換価：差し押えた金銭債権の取り立てや、不動産の手続きを忘れて納付漏れになるケースも見受けられます。

付の義務を負うことになります。

税金を滞納したまま放置することは、経済的な利益を受けたり、社会的な信用を失ったりする結果になってしまいます。

## ◎差し押さえを受けると

## ◎早めの納税相談を

地方税法では、税負担の公平性を期すために、督促状を発してから10日を経過しても納税されないと規定しています。

税は自主納付が基本ですが、しかし納税の催告にもかかわらず、納税をしていません。ただけない場合や納税にて誠意が見られない場合には、法律に基づき財産（預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険、売掛金など）を差し押さえすることになります。

差押予告通知も必要とされてしまいません。さらには、住居などへの捜索の権限も与えられています。

差し押さえを受けると、差押え先（勤務先、金融機関、取引先等）から社会的な信用を失いかねません。

④財産差押：督促状を発した日から10日を経過した日までに、滞納している町税を完納しないときは、その納税者の財産を差し押さえます。

⑤換価：差し押えた金銭債権の取り立てや、不動産の手続きを忘れて納付漏れになるケースも見受けられます。

ことができる。また、一度に納付することが困難な人は、お早めに住民課総合収納係にご相談ください。

⑥配当：換価した代金を、差し押さえに関係する町税などに配当します。

## ◎町税充当

町税以外にも、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、学校の給食費、町営住宅使用料、保育所の保育料など、町に納めなくてはならないものがあります。これらの負担は、それぞれの制度を安定して運営するための原資として必要不可欠なものであります。

たとえば国民健康保険税では、勤務先の健康保険に加入したり脱退したりしたときに自分で手続きする必要がありますが、切り替え手続きを忘れて納付漏れになります。

## ◎滞納処分の流れ

## ◎納付も忘れずに

次ページへ続く